

さくら市農地バンク事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さくら市内の農地の遊休化を抑制し、その有効活用を円滑に進め、もって規模拡大を図る担い手農家、新規就農者等の支援を図るため、農地バンクの設置及びその事業実施について必要な事項を定める。

(取扱農地)

第2条 この事業は、さくら市内の農地（農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号に規定による同意が得られる農地を含む。）で、その農地に当事者間以外の利用権、抵当権等の設定がなされていないものを対象とする。

(構成機関)

第3条 この事業を円滑に推進するため、塩野谷農業協同組合、さくら市農業委員会、さくら市を構成機関とする。なお、必要に応じて他の関係機関、団体等にも意見を聞くことができる。

(所掌事務)

第4条 構成機関の所掌事務は、別表のとおりとし、事業の円滑な推進のため相互に協力する。

(登録申請)

第5条 物件の貸出し及び売却のため農地バンクへの登録を希望する者（以下「貸出し・売却希望者」という。）は、農地バンク貸出し・売却登録申請書（様式第1号）及び農地バンク貸出し・売却登録カード（様式第2号）をさくら市へ提出し、登録申請を行なう。

2 農業委員会事務局は、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程に基づく申請があった場合は、申請者に確認し、了承が得られた場合は、当該バンクへの登録も積極的に推進する。

(農地の確認)

第6条 さくら市は、申請書受理後、現地の状況を確認する。なお、さくら市は、確認にあたり必要に応じて、農業委員や農地利用最適化推進委員、他の構成機関の同行を求めることができる。

(貸出し及び売却希望農地の登録)

第7条 さくら市は、農地の確認後、農地バンク登録物件(様式第3号)を作成する。

(農地バンク登録農地の公表)

第8条 農地バンク登録物件(様式第3号)は、さくら市のホームページ、さくら市農政課、農業委員会、塩野谷農業協同組合氏家地区営農生活センター、同喜連川地区営農生活センター窓口等にて公表する。

2 農地等の借受け及び購入を希望する者(以下「借受け・購入希望者」という。)でメールでの情報提供が可能な者に対しては、さくら市農地バンク一覧表(様式第4号)を送付し情報提供を行う。

3 構成機関は、必要に応じて農地バンク登録物件の印刷等を行い、借受け・購入希望者へ積極的な情報の提供活動を実施する。

また、農業委員及び農地利用最適化推進委員は、遊休農地の解消や円滑な農地流動化を行う為に、農地バンク登録物件の情報を積極的に活用する。

(借受け及び購入希望の応募申請)

第9条 物件の借受け・購入希望者は、農地バンク借受け・購入登録申請書(様式第5号)及び農地バンク借受け・購入登録カード(様式第6号)をさくら市へ提出し、農地バンク情報の提供を受ける。

(農地の登録内容等の変更)

第10条 農地バンク登録物件のうち、借受け・購入希望者がいないときは、貸出し・売却希望者と協議して登録内容等を変更することができる。

(借受け・購入希望者の要件)

第11条 借受け・購入希望者は、基本的に農地権利取得要件のある者とする。

(借受け及び購入者の決定)

第12条 借受け・購入希望者より農地バンク借受け・購入希望申請書(様式第7号)の提出があった場合は、さくら市は、申請書の内容を確認し、適当と認めたときは、農地バンク登録物件の紹介を行う。なお、取引額等は、貸借及び売買の当事者双方の合意によるものとする。

- 2 前項の内容確認・調整の結果については、速やかに貸出し・売却希望者（様式第8号）、借受け・購入希望者（様式第9号）により通知するものとする。

(契約等)

第13条 貸出し・売却希望者と借受け・購入希望者が合意した場合、両者は速やかに農地法第3条許可申請書または利用権設定申出書を提出するものとする。

- 2 物件の貸借及び売買に係る契約書には、農地等の賃貸借料及び契約期間又は売買金額等を明示する。

- 3 農地等の賃貸借料及び契約期間又は売買金額等賃借料や支払方法等については、当事者間の話し合いで決定する。

- 4 農業委員や農地利用最適化推進委員は、当事者からの要請があった場合は、契約内容について、アドバイスを行うものとする。

(秘密の保持)

第14条 構成機関及びこの事業に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第15条 この事業に係る事務局は、さくら市農政課に置く。

(その他)

第16条 この要領に定めのない事項については、構成機関が協議し、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条 関係）

No.	項 目	塩野谷 農業協 同組合	農業委 員会	さくら 市	備考
1	農地バンク事業の紹介・説明	○	○	○	
2	貸出・売却申請書受付		○	○	
3	農地 の確認	△	○	○	
4	農地 の登録			○	
5	貸出・売却情報発信	△	○	○	
6	借受・購入申請書受付			○	
7	借受・購入者決定	△	○	○	
8	契約		○	○	
9	その他	○	○	○	

その他＝情報収集・提供 制度PR フォロー

○ … 主担当

△ … 必要に応じて

さくら市長 様

土地所有者 住所
氏名
電話番号



私は、農地の貸出し・売却を希望しますので、さくら市農地バンク事業実施要領第5条の規定により、農地バンク貸出し・売却登録カードを添えて、下記のとおり登録を申請します。

記

- 1 登録内容は、別紙さくら市農地バンク貸出し・売却登録カードのとおりです。
- 2 農地バンクへの農地の登録は、転用目的ではありません。
- 3 私の住所、氏名及び電話番号以外の農地情報を公開することを了承します。
- 4 借受け・購入希望者及びさくら市役所関係職員、さくら市農業委員会、塩野谷農業協同組合関係職員に私の住所、氏名及び電話番号を伝えることを了承します。
- 5 契約交渉については、私自らが行うことを了承し、状況によりさくら市農業委員、さくら市農地利用最適化推進委員に相談します。
- 6 知り得た相手の個人情報については、契約交渉以外の目的に利用しません。
- 7 さくら市等関係機関において、登録農地が農地バンクの趣旨にそぐわないと判断された場合は、登録抹消等の処分に従います。
- 8 登録申請の後でも、借受け・購入希望者との契約が締結されるまでは、登録農地の適切な管理を行います。

これまでの経緯など

日 時	内 容

NO

農地バンク登録物件

登録年月日

売・貸	No.	大字	字	地番	地目	地積(m ²)
希望価格		接道	土地改良区	工作物		前作状況
特記事項						

案内図

現況写真

○撮影日：

さくら市長 様

借受け・購入希望者 住所
氏名
電話番号



私は、農地の借受け・購入を希望しますので、さくら市農地バンク事業実施要綱第9条の規定により、農地バンク借受け・購入登録カードを添えて、下記のとおり登録を申請します。

記

- 1 登録内容は、別紙さくら市農地バンク借受け・購入登録カード記載のとおりです。
- 2 農地バンクへの登録は転売目的ではありません。
- 3 貸付け・売却希望者及びさくら市役所関係職員、さくら市農業委員会、塩野谷農業協同組合関係職員私の住所、氏名及び電話番号を伝えることを了承します。
- 4 契約交渉については、私自らが行うことを了承し、状況によりさくら市農業委員、さくら市農地利用最適化推進委員に相談します。
- 5 知り得た相手の個人情報については、契約交渉以外の目的に利用しません。

農地バンク借受け・購入登録カード

受付 No.

受 付 日	年 月 日 () 受付職員：					
希 望 内 容	借りたい ・ 買いたい					
氏 名						
電 話 番 号	自宅 () ー 携帯					
住 所	栃木県	市	郡	町	番地 番地	
希 望 条 件 (価格・期間 等)	賃 借					
	大 字	字	地 目	面 積	金 額	期 間
	使用条件	(例) パイプハウス建設予定 井戸の掘削を予定 その他 工作物を設置予定				
	購 入					
	大 字	字	地 目	面 積	金 額	備 考
メールでの情報 提供	可・メールアドレス ()、不可					
	※借受け・購入希望者に対し、情報をスマートフォンに送信します。					

さくら市長 様

申請者 住 所
氏 名



さくら市農地バンク借受け・購入希望申請書

さくら市農地バンク事業実施要領第9条の規定により、さくら市農地バンクの登録農地について、下記のとおり営農目的での借受け・購入を申請します。

記

1 借受け・購入希望者の情報及び希望等

借受け・購入希望者	住 所					
	氏 名					
	電話番号					
	利用目的	経営規模拡大 ・ 新規就農 ・ その他()				
希 望 取 引	貸借 ・ 購入 ・ その他					
NO	申 請 地	登記地目	現況地目	地積(m ²)	希望条件	

2 貸出し・売却希望者に私の住所、氏名、電話番号等を伝えることを了承します。

3 契約交渉については、私自らが貸出し・売却希望者で行うことを了承します。

4 知り得た相手の個人情報については、契約交渉等以外の目的に利用しません。

注 さくら市外に在住の方は、住所地の耕作証明書を添付してください。

様

さくら市長



さくら市農地バンク申請者についての通知書

下記のとおり、あなたが所有し、農地バンクに登録された農地について、借受け・購入希望者から申請がありましたので、さくら市農地バンク事業実施要領第12条第3項の規定により通知します。

なお、あなたの住所、氏名及び電話番号を当該借受け・購入希望者へ通知しております。

記

農地登録番号			号
農地の所在地番			
借受け・購入希望者	住所		
	氏名		
	電話番号		
備考			

- 注 1 さくら市、さくら市農業委員会では、農地バンクを通じた情報の提供及び必要な連絡調整を行いますが、貸出し・売却希望者と借受け・購入希望者間で行う農地の貸借、売買等に関する契約交渉等において、双方又は各々に損害が発生した場合について、さくら市及びさくら市農業委員会等は一切の責任を負いません。
- 2 借受け・購入希望者への連絡・調整等でお困りの場合は、当該地域の農地利用最適化推進委員「
、電話 - 」に相談して下さい。
- 3 農地の貸借又は売買については、当事者間の合意とは別に、農業経営基盤強化促進法又は農地法等に規定する届出又は申請が必要となります。

さくら市農政課

電話028-681-1117

様

さくら市長

印

さくら市農地バンク申請者についての通知書

あなたが利用を希望する農地バンクに登録された下記農地の貸出し・売却希望者に、さくら市農地バンク事業実施要領第12条第3項の規定により通知します。

なお、あなたの住所、氏名及び電話番号を当該農地貸出し・売却希望者へ通知しておりますので、交渉を行ってください。

記

農地登録番号		農地の所在地番	
貸出し・売却希望者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
備 考			

- 注 1 さくら市、さくら市農業委員会では、農地バンクを通じた情報の提供及び必要な連絡調整を行います
が、貸出し・売却希望者と借受け・購入希望者間で行う農地の貸借、売買等に関する契約交渉等にお
いて、双方又は各々に損害が発生した場合について、さくら市及びさくら市農業委員会は一切の責任
を負いません。
- 2 貸出し・売却希望者への連絡・調整等でお困りの場合は、当該地域の農地利用最適化推進委員
「
、電話
」に相談して下さい。
- 3 農地の貸借又は売買については、当事者間の合意とは別に、農業経営基盤強化促進法又は農地法等に
規定する届出又は申請が必要となります。

さくら市農政課

電話028-681-1117